第二章

H

本の行政評

価制

度の検討

論

説

マネジメント理論とアカンタビリティに基づく地方公共団体の

行政改革について(五)

戦略計画・行政評価・公会計制度改革を中心に

佐

藤

隆

部 章 行 政 7 ネ 機 ジ 関 X 13 ント お けるマネジメント 理論 の概要 理 論の導入

第

目

次

第三項 項 項 戦略 行政機関におけるマネジメント理論導入に関する前提条件 N P 計 M 理 1の策定 論 0 基本理念および

歷史的変遷

以上、

第三八卷第一

画

項 行政機関におけるマネジメント 理論 0 実践

第四

第二章 各国 の行政改革の実例

第二部 第一章 行政 7 処運営に ネジメント・ おける行政評価 サイクルにおけ 制 度 る行政評価制度の定義

0 導入 (以上、 上、 第三九巻第一

宗三章 行政評価の実例 (以上、第三九巻第二・三合併号)

第三部 地方公共団体における企業会計制度の導入

第一章 企業会計制度導入の論点

第二章 地方公共団体における行政コスト計算書の導入 地方公共団体におけるキャッシュ・フロー計算書および連結財務諸表の導入(以上、第四〇巻第二号)

地方公共団体の行政改革に向けた提言

第四部

第四章

監査委員制

度

第二章 外部機関等との協働第一章 行政機関内部の組織改革

電子自治体の構築(以上、本号)

ことが必要である。

第一

従来からの 制

監

度

ó

問

題

点

第

兀

章

監

查委員制

度

食糧 すると同時に、 あったためである。 てい はじめとする行政運営に対する監視機能がある。 および決算の承認手続きのほかに、 行 61 行 政 る 費や軽微な事 政 サー 評 つまり、 方で、 価 ビスを提供することが求められてい 制 度と 予算の 監 従来からこの 務用品等に関する公金の支出書類の適正さを指摘する会計監査が 査の役割として、 口 しかしながら、 様に、 適正な執行や事業の適格性をチェックする機関としての監査制度をこれまで以上に機能させる 政 制度の形骸化が指摘されており、 策や行政事 費用対効果や事業の有効性の指摘を行う行政監査よりも、 地方分権の時代を迎えている現在、 地方自治法に規定されてい 予務のチ るため、 工 監査制度につい ツ ク機能として地方公共団 行政 評 法的に与えられた機能を十分に果たしてきたとは言 る監査委員による監査および住民等から 価制度を信憑性の高い ては、 地方公共団体は住民にとって効率的 予算の 体では、 適正な執行をチェッ 行政 従 般的に重要視されて 来から議会による予算 0) チ むしろ会議に使用 I ツ ク機能として運 クする役割を の監査請求を で質 た傾向 0 でする 担 議 0 用

Ε を監査に取り入れてい 監査を実施しており、 Government Finance Act 1982) に基づき、 の視点で監査が実施されることになっている。 の点について欧米の行政機関では、 る。 また、 同様に日本でも、 イギリスでは一九八二年に外部監査制度が本格的に導入され、 アメリ 新たに監査委員会を創設し、 従来から会計検査院が会計検査院法第二○条に基づき、法令上では カが会計検査院 (General Accounting Office) 監査範囲を拡充するとともに、 等により3Eの 地 方財政法 V F M 視点で の視点 Loca

157

おい お、 に その実施内容を公表することと規定されている。 寸 れていることから、 るとともに、 (Economy)」、「効率性 一体の監査制度は、 方、 て監査委員の事 同条では監査委員は毎会計年度 住民の 行政事務は地方自治法第二条で「地方公共団体はその事務を処理するに当っては、 最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されており、 福祉の増進とともに経済性および効率性が求められている。 行政機関の事務および予算が適正に執行されているかという観点から、 監査制度は会計監査とともに行政監査も当然に重要視されるべきものである。そして、 務内容が規定されており、 (Efficiency)」、「有効性 回以上、 その事務内容は監査、 財務事務の執行および経営に係る事務の管理における監査を実施し、 (Effectiveness) のいわゆる「3E」およびVFMの視点が要請さ 検査および審査等の三点に分類されている。 換言すると、 住民の 地方自治法第 行政事 行政サービ 福 祉 務は 0) 増 一九九条に 地方公共 こスの 進に 経済 提供

求 議 自治法第二四 からの直接請求による監査 会の要求による監査 (住民監査請求、 般的な監査とは別に、 三条の二) 地方自治法第二四二条)、⑤長から職員の賠償責任についての監査請求 (地方自治法第九八条第二項)、 事項について請求があった場合に実施されるものである。 (地方自治法第七五条)、②長からの要求による監査 特別監査は法令により定められた、 ④住民からの違法若しくは不当な公金支出等に対する監 ①住民 (有権者総数の (地方自治法第一九九条第六項)、③ 五〇分の (職員の賠償責任 以 上 0 連

件を契機として一般化した制度である。 めとして全国各地方公共団体で次々と発覚した「官官接待」等、 特に住民監査請求については、 監査委員制度の形骸化および腐敗化が浮き彫りとなった。そのため、 情報公開制度を利用した公文書の公開により、 これらの一連の問題では、 食糧費をはじめとする公費を不正に支出して 監査委員自らがカラ出張による裏金作りを行うな 監査委員の中立性を担保するため、 九九五年 〇月の北海道庁をはじ た事

う点で限界があると言わざるを得ない。

監査委員の定数は地方自治法第一

九五条で都道府県、

政令指定都

市

人口二五万人以上の

市

特別区

寸 び地方公共団体〇Bが多数を占める監査委員と一般職員で構成されている事務局職員であることから、 は、 や公認会計士、 「体に対する中立性が担保できないスタッフが監査事務に従事しているためである。 住民から信頼性 裁判官OBを入れる動きがあった。 0 高い 監査を実施することができない。 しかしながら、 なぜならば、 これらの中立的な委員を監査委員に迎えただけで 制度上、 監査を実施してい るの 当該地方公共 が議員およ

見られる」 を加 てい 0 関係が薄くなりがちであり、 九九六年四月一六日)」においても指摘されており、 監査委員制度の形骸化については、 九七年に地方自治法が改正され、 れ 高 この点について、 味 合 たうえに、 監査が期待されていることも事実であるが、 監査や天下り人事の温床となっており、 と指摘されている。 地方公共団体OB委員については公会計に精通し、 このような状況から、 監査委員自らが不正支出を行っていた事件が発生している。そのため、 地方公共団体〇B委員の監査委員への登用は行政事務に精通していることから、 圧倒的多数である行政関係者委員との力関係において業務が満足に達成できない状況が十分に 従来の慣行にとらわれることのない実効ある監査を期待することができないとの意見 このような状況では、 OB委員の定員は一名に限定された。 「地方分権推進に伴う地方行政体制の整備・確立についての専門小委員会報告 従来の監査委員制度においては、 監査制度形骸化の一つの要因であると考えられる。 既述のようにその一方で、 現行の監査委員制度について、 たとえ行政関係者以外の識見を有する者が監査委員として任命 実務面で有能な委員が任用されるべきであろう。 監査機能の独立性 今後は、 旅費、 地方公共団体の組織や業務の特殊性 一監査を行う側と受ける側 食糧費等の不正支出が指摘され OB委員の就任については 専門性を十分に確保すると このため、 効率性、 実行性 の緊張 九

現在の旧自治省調査の結果は、以下のとおりである(1 九九五年一 では四人、その他の市 識見を有する者 〇月一日現在の全国 監査委員は人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、 (識見委員)と議員から選任される議選委員とから構成されている。具体的な監査委員の内訳は、 (特別区) !都市監査委員会調べ「監査を巡る諸課題と対応について」および一九九六年六月一 では条例の定めるところにより三または二人、 事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた 町村にあっては二人と規定されて 日

五%、 OB等、 公表については手心を加えることも十分に考えられる状況にある。 れる側」 隠見委員のうち地方公共団体の○B 政令指定都市では約五四%、 の関係が生じることは稀である。 ある意味で行政関係者が監査委員に就任していることが多く、 人口二五万人以上の市では約四七%であった。このように、 (退任後五年以上経過している者も含む) 勿論、 問題点の指摘等はその場でなされると推測はできるが、 そのため緊迫した「監査する側」 が占める割合は、 議員や地方公共団体 都道 府県では 監査結果の 監査さ

することは可能であるが、 構成されていることにある。 を補佐する職員が少ない、 る小委員会」で、①定例監査の事務量が多く、 監査される側」 監査委員制度と同様に、 ④事務局職員は長 が入れ替わる可能性があることを意味する。このような状況では、 と指摘されている。このような監査事務局職員固有の最大の問題は、(2) 内部告発的な指摘は行うことは困難な状況にある。この点からも、 ③通常は事務局職員が二~三年で異動してしまうため、 つまり、 部局からの出向者であり、 監査事務局の問題点も旧自治省関係機関の「地方公共団体の監査機能に充実に関す 監査事務局職員は数年で異動するが、このことは、 随時監査を十分行えない、 監査にあたり遠慮がある、 ②事務局としての事務量に比べ、 専門的な知識を持った職員が育ち ⑤工事監査を行える技 書類や監査事務の適正さを指摘 数年後に 首長部局から 今後は識見委員の重要 「監査する側」と 術職員 出 監査委員 向職員で が監

部監査制度とは、

監査委員監査の内容の一

部を補完的あるいは代替的に行うために、

専

門性と独立性を兼ね

備え

(904)度がより一 層、 増すことになろう。

とが有用であると筆者は考えている。 監査基準、 ある政策を実現するために、 在り方を再考する必要があろう。 現 国内では会計検査院の 在は地方分権化が推進され 監査機能を充実させることが要請されている。 政府監査基準等の主要な監査諸基準等を詳細に検討することにより、 この点に関する提案として、 例えば、 ていることもあり、 イギリスの地方自治体の監査事務コー 地方公共団体は個 地方公共団体ごとに異なる監査基準を標準化 そのため、 0) 「地方公共団体」として独立した責任 F 地方公共団体の監査委員 やアメリカ公認会計 監査基準 士協会の するこ 制 0 度

第二項 外部監査制度と行政評

準化を実現することが可能であろう。

因 す (3) 財 兀 する地方六団 立性や専門性を確保する観点から、 政 「次地方制度調査会でも、 既述のように従 0 問 題 について、 体が 来の監 「地方分権の推進に関する意見書」をまとめ、 地方公共団体の信頼回復のための施策の一つとして外部監査制度の導入が検討されたことに起 査制 九九五年以降の官官接待やカラ出張をはじめとする公費の不正支出に関する事件や赤字 度が形骸化する中、 外部監査制度の導入が進んでい 現行の監査委員制 外部監査の導入に関する提言を行ったことや、 る。 度の これは、 活性化と監査機能 九九六年に全国知事会をはじめと の強化 および 監査 機 能 0 独

あ ŋ その が結果、 地 方分権推 外 部 進の 監査制 中で行政機関自身の監査機能強化の観点から導入されたものである。 度は一 九九七年に地方自治法の監査委員制 度に関する規定の改正とともに創設された制 豊島区となっている。

包括外部監査契約に基づく監査と個別外部監査契約に基づく監査に大別できる。 た外部監査人に監査を委託するものであり、 これは地方自治体の監査機能の強化を期待した制度である。 具体的には、

業等における 共団体が外部監査契約を締結できる者 会計および特別会計の予算執行、 提出までの一連の監査事務を契約に基づき実施するものである。 包括外部監査契約とは、 「経営に係る事業の管理」のうち「必要と認められる特定の事件」の監査を実施するものである。 収入、 普通公共団体が地方自治法第二条一四項と一五項の目的を達成するために、 (弁護士や公認会計士等) 支出、 契約や財産管理に関する の監査を受けるとともに、 「財務に関する事務の執行」 その監査内容は、 対象地方公共団体 監査結果に関する報告書 および、 地方公 の一般

請求・ かる事項について外部監査契約を締結できる者の監査を受けるとともに、 連の監査事務を契約に基づき実施するものである。つまり、 要求監査を外部監査委員が監査委員に代わり監査を実施するものである。 個別監査契約とは、 普通公共団体が住民等からの監査請求またはその要求があった場合において、 個別外部監査とは、 監査結果に関する報告書の作成、 これまで監査委員が行ってきた それにか 提出まで

ある。 院OB、 市およびこれらの市以外の市または町村のうち、 また、 包括外部監査契約に基づく監査の実施が義務付けられている地方公共団体とは、 なお、二○○○年度に条例等により包括外部監査を導入した市区は、八王子市、四日市市、倉敷市、文京区、 監査事務局従事者のうち政令で定める行政管理精通者および識見を有する税理士と規定されてい 外部監査契約を締結できる者としては、 契約に基づく監査を受けることを条例により定めた地方公共団体で 弁護士、 公認会計士(自然人であり、 都道府県、 法人は含まない)、 政令指定都 る。 会計検査 市、 そし 中核

このように、外部監査委員制度の導入により、 従来の監査委員監査と外部監査が並列的に実施されることになった

ており

個

部監查

0

4

0

ような特徴を有

する外

部監查委員制

度の

導入の

課題として、

以

下

 \dot{o}

 \equiv

二点が

挙げ

5

n

7

Vi

34

るためである

部監 法を比 た までも受動的 査を実施することが行 め、 テ 査は 較すると、 のような状況は避けるべきであり、 監 を果たすとい 請 查 別外 求 事 な監 務 要求のあ が二元性を有することになり、 査制 包括外部 う観点を明 度 政機関に であ 0 監 の実施ではこの点が欠落してい た事項につい 査 ると同時に、 は は 確にする必要があることか 個別外部監査より 求められる。 ての 現在 外部監査につい み、 この点に関連して、 0 両者がそれぞ 行 請 政 É 求行為がなされ 機関 優れ は 7 5 てはより 積 n V 極的 る点が多い 実施する監 両 者 T 専門 てから監査を実施するも 0 か 役割 カウンタビリ つ主体的 性 と筆者は考えてい が高 查事 分担を明 務 11 監査 行政 0 確化 内 ŕ 情報を公開することが 1 0 容が重複する 実施 0) 観点か P のであることから、 計 ・住民へ 曲 なぜ 5 的 可 13 ならば 能性 0 実効性の 0) の外 アカウン か 要請され 部 生 個 監 あ じ 別外 夕 あく 査手 7 る

び を行うためには、 員 相 部 関係諸法令等 は少数であると考えられるため、 第 という指摘 監 互 の情 は、 查 機 報交換、 九 0 \dot{o} 設 がなされている点である。 九七年に改正された地方自治法の改正に伴う衆 民間 実 置 一務経 が 部監 企業に 検討され 験 査に対 が 必要なため おける監査と地方公共団 ってい する審 監査の る一 査 方で、 である。 専 制 つまり、 度、 門家で 「外部監査人となりうる者に共通した監 監 あ のことか 弁護士、 査 報 体の監査との る弁護士や公認会計 酬 0 標準 5 公認会計士等で地方公共団体の行財 化等 外 参両議院 部監 システ 0 役割を担うため 查 士等 制 4 での付帯決議として、 の違い 度 Ď 0 定着 有資格者で P P 地方公共団 查 監 査技 推 あ 進 第 機 術 0 ても 一者的 体特力 政に 構 地方公共団 0 0 向 な外 適正 精 ようなも 有 上 0 通して な行 部 行財 外 監 体 部 共 查 監 政 政 Vi 0 監 る が 同 お 査 \$ 有 0

163 第 は 現 在 企 業会計 規 則 0 ような公会計 基準 お よび 公監 査基 進 制 度等 0 統 的 な 7 ユ T ル が 存 在

Va

た

ため

0

機

構

0 設置

が

求

8

5

れ

7

V

る

0) である。

策が必要となろう。

れている。

保する観点から、

査基準準則_ 外部監査人ごとに監査内容に差異が生じる可能性がある点である。 は存在するが、 外部監査制度の機能を充実させるためには、 つまり、 外部監査制度の全般の信頼性や公正性を担 公監査基準と言わ れてい る 都 市

新たに公会計基準および公監査基準制度を創設することが急務な状況にある。

ては、 は、 部監査機構」 を実施するためにも、 第一と関連するが、 外部監査機構が主催する研修の定期的な受講を義務付ける等、 外部監査人の質の向上や監査技術の標準化のため、 のような機関で統一的な研修を実施することが効果的であると考えられる。 外部監査人については常にこれらの内容を把握することが求められる。そのため、 地方自治法をはじめとする関係諸法令や地方公共団体を取り巻く環境の変化に対応した監査 外部監査人への研修制度を創設することである。 何らかの外部監査人の統 さらに、 一性と質を担保する方 外部監査人につい 上記の これ

のために、 監査人については、 記述に留まっているという根本的な課題を克服しなければならないためである。そのうえで、外部監査制度の活性化 応じた多彩な選定には至っていないことや、 しかしながら、これらの施策だけでは外部監査制度を有効活用することは不可能である。 次のような三点の手法が考えられている。(5) 選定される特定の事件がいくつかの特定の分野に集中する傾向にあり、 監査結果の報告書についても具体的な改善措置に繋がりにくい 各地方公共団体の特色に なぜならば、 現在 抽象的な の外部

る分野に偏りがちな傾向にある。 人材を補助者に選任することで、 包括外部監査人は公認会計士が多く選任されていることから、 多角的な視点からより広範囲の監査にも対応できる体制が整備できるものと考えら このことから、 土木分野や保健医療関係等、 監査対象となる分野は公認会計士が得意とす それぞれの分野に精 通している多様な

選任することや、

事務量を想定して報酬や監査に要する期間を精査する必要がある。

三万円にのぼると指摘されており、(6) 的な指摘を行うことが求められている。 締結することから、 監査そのもの 一九九九年度の都道府県の包括外部監査では、 の費用体効果の関係である。 外部監査人は地方公共団体の行政運営の改善に繋がるような費用に見合った効果 そのため、 包括監査契約では、 つまり、 外部監査は公認会計士等の専門性が高 基本費用と執務費用の合計額の平均が約 監査対象の事件を予め想定して外部監 監査人と契約を

等の けることで、 に入れつつ、 を出ていないことを鑑み、 事 査人の監査範囲は 務の効率化等の観点による行政監査は対象とされていない。 最後に、 分析および指摘が実施できない 包括外部監査委員の職務権限の これらの規定を改正することが妥当である。 信頼性のある行政監査が実施できるものと筆者は考えている。 「財務に関する事業の執行」 今後は中立性および専門性の高い 状況にある。 問題である。 および しかしながら、 「経営に関する事業の管理」 つまり、 その際は、 包括外部監査人に行政監査の権限を付与することも視野 そのため、行政コスト計算書を加味した行政評 監査委員の実務能力や行政評 地方自治法第二五七条の三七において、 行政運営に精 と規定され 通してい る 補 価 ており、 助 が 人の選任を義務付 自己評 現状では行 包括外部 価 価 結 の域

Office: GAO) 日本の行政監査制 に関して紹介したい。 度の手本になると考えられるアメリカ連邦政 府 の行 政監 視院 General Accounting

立当初は政府支出の会計検査が主な業務であった。そして、 る機関である。 金を投入する政策について、 GAOは、 連 これは、 !邦議会に直属する独立機関で、 九二 第三者的かつ中立的な専門家による評価をはじめとする意思決定に必要な情報を提供 年に予算会計法 大規模なインフラ整備や長期間にわたる行 (Budget And Accounting Act) 一九六七年の経済機会修正法 に基づき設立されたも 政プ (Economic 口 グ ラ ム等 0) 額 0 設 資

信 業務を会計検査から政策評価の分野に拡大された契機となり、 ログラム評価を頻繁に手掛けることになった。さらに、ベトナム戦争やウォーターゲート事件等により、 Act Amendment) 頼が失墜していたことが原因で、 の制定により、GAOに連邦政府の貧困対策の有効性に関する評価を義務付けたことがGAOの 連邦議会でも頻繁に中立的なGAOに助言を求めていたため、 その後、 GAOでは会計監査のみならず連邦政府のプ 政策分析 大統領府の

績により、 利用されている状況にある。 職員約三、 現在のGAOは、 GAOでは評価に関する基本的なノウハウが蓄積されており、 四〇〇人のスタッフから構成されている。そして、スタッフの専門性が高いことや長期間にわたる活動実 会計監査職員のみならず公認会計士、経営コンサルタント等の民間企業からの転職者も混在する GPRA法においてもGAOの ノウハ ウが

Analysis)をも実施するようになった。

その視点を市民等の行政機関外部に置くことが肝要である。その際、 に対して政策判断の材料を提供するものである、という点にある。 みならず、 価制度への のような行政評価 GAOは議会の下僕として機能している、 なく、立案中の政策についても妥当性を評価している、②会計検査院が議会や行政からの中立を維持するのに対し、 このような機能を持つGAOと、 この観点から、 実質的な事業効果を評価指標により判断するものであり、 参画が挙げられるであろう。 識見委員および外部監査人を含む監査委員の今後の重要な役割として、第三者の立場による行政評 の専門性と会計監査機能を兼ね備えた組織を構築することが必要不可欠であると筆者は考えている。 日本の会計検査院との主な相違は、 行政評価制度に関しては既述のとおり、 ③会計検査院では客観データを用いて調査を行うが、 しかしながら、 実質的な効果と同時にVFMの観点からも評価 行政機関内部の事業効果の検証にとどまらず、 ①GAOは終了した個別業務の 行政活動を支出額による事業実績の 今後は日本の行政機関でもGAO GAOは議会の仮説 監査のみでは

度は、 つつ、 施時 価 人については、 を行うことが必要不可欠であることから、 制 には 度 行政評 0 アウトプット 政策 充実と同 価 制 施策・ 会計専門家および第三者の視点から、 度の 時に監査制 およびアウト 本格的な導入後には、 事業評 度の 価 0 カムを評価しなければならない 信 W 頼性お ずれの段階におい よび実効性を確保する点が今後の 財務および行政運営管理の双方の これまで以上に重要な役割を担うことになるといえよう。 ても、 行 政評 価 行政活動のインプット部分である予算執行状況を のアウトプットおよびアウトカム評 ため、 適正な予算執行と行政活動を監視する監 課題となる。 視点がより重要視されるために、 換言すると、 価 0) 客観的 行 特に外部監 政 把握 立 行 価 査 政 0 制

を明 そのため、 確化する必要がある。 今後は行政評 価 制 度の本格的な運用を見越し、 監査委員と外部監査人は 以下の二つの観点から役割 分担

よる評価者としての役割が期待されることになろう。

事務局を通じて組織 さを評 監査委員は地方公共団体の行政事務精通者の観点から行政評価時には、 測定に関して、 まず、 つである投入費用 価する評価者としての役割を担うべきであろう。 監査委員は定期監査、 監査委員監査を厳密に実施することでインプッ ・人員等内部事情を容易に把握することが可能であるため、 (イン プット 決算審· -部分) 査 例月出 の正確な数値を提供できるように努めなくてはならない点である。 納検査の実施や定員管理等の監査を通じて、 しまり、 1 部分を正確に把握し、 監査委員は行政機関に近い立場であることや、 対象事業で投入した金額および人員等の適正 事業総額における人件費率等の数値 その妥当性を判断することが 行政 評 価 時 0 検 その 討 監査 材料

政 評 価 0) アウトブット 部監查委員 およびアウト は監査委員 盒 査 カム評価 0) 内部監視とい 0 測定を行う評価者としての役割を担うべきである。 う視点からではなく、 会計専門家 お よび第 者 つまり、 0) 視 点に 外部監査 よる行

167

미

能になるためである。

有効性等を評価する役割が求められているためである。 人は監査委員監査の主たる目的が内部向けのチェック機能であることに対し、 会計専門家の観点から事業の効率性や

内容は改善されつつあるが、 状況の報告形態が果たして住民に対して分かりやすいものであろうか。つまり、 公表は税の受託者としての首長のアカウンタビリティを果たすことに繋がるものである。 利用者である市民に対して、これらに関する有用な情報を提供することであり、 上の予算執行状況の公表が義務付けられており、最近ではこれについて、バランスシート等の財務諸表を作成して財 のステイクホルダー向けに、 務状況を公表している事例もある。 の点について、監査結果に基づく財務報告は現在でも地方自治法第二四三条の三で規定されているとおり、 そして、監査結果については議会の承認に基づき、 これらの財務諸表等の公表に関して工夫を施すことが今後は求められるであろう。 依然として一般の住民には理解が困難なものが多いことから、 ただし、地方公共団体における財務報告の本来の目的は、 行政評価結果とともにこれらの情報を公開する必要がある。こ 公表されている財務報告等の資料 財務報告および行政サービス結果の この観点から、 公表の対象である市民等 主たる行政サー 現在の財務 年二回以 -ビスの

第四部 地方公共団体の行政改革に向けた提言

第一項 行政機関内部の組織改革

これまで行政機関では、景気に左右されつつも税収や国債および地方債等の発行により、定期的かつ定量的に歳入が 向 かえ、 一本は現在、 新たに少子高齢社会に対応する行政運営へと転換する時期が到来していることを意味するものである。 総人口が減少に転じる「人口減社会」を迎えている。このことは、 従来型の行政運営の手法が終焉を

みの改革が多く見受けられる。

れにも 行政機 小し、 ビスを提供する「小さな政府」 状況にあると考えられる。 しかしながら、 確保されていたこともあり、 この影響により、 関 かかわらず、 0) みならず民間企業や 今後予想される少子高齢社会においては、 特に中 行政機関 小の この点から、 行政運営は改革を進めつつも総じて拡大路線を歩んできたと解すことが可 を目指す動きが特に小泉政権以降、 地 NPO等が公共サー 方公共団 0) 財政規模も縮小に向かうことから、 従来から行政機関が行うべきことは公共性を有する許認可行政等にとどめ 一体では 現在でも ビス提供主体の 経済の好不況にかかわらず相対的に経済規模そのも 財政健全化 政府、 端を担うことにより、 抜本的に行政運営手法を見直すことが急務な 0 みに着目 地方公共団体を問わず活発化している。 した本質的な視点を欠く小手先 効率良く多様な行政サー 能であろう。 のが 2 縮

強化、 点の要素が必要となる。 織能力を高め、 本 ② P 現在の PP 地方公共団体が着手すべき行政改革とは、 多様かつ高度な行政サー 指定管理者制度等に 以下では、 これらの詳細につい よる市民や外部機関と ビスを提供することが可能な組織へと改革するための内部マネジメント て考察したい ①PDCAサイクルを導入し、 0 協働、 ②ICT社会に 相応 行政機 Vi 電子 関 政 が 持 府 0 0 構築、 潜 在 的 機能 な 組

らには その際には、 ることで現代的な組織運営の基礎を構築することであり、 体的に内部 発生主 従来からの 義会計手法の導入の三点につ マネジメント強化につい 財政管理および予算制度と人事制度の二点について、 ては、 13 て相互に連携させつつこれらのシステムを導入することが肝要であ 既述の手法により、 そのためには、 行 政 機 戦略計画 関 0) 重点的 組織運営にP 0 な制度改革が必要となる 策定や行政評 DCAサイ 価制度の導入、 ・クル を導入す

ならば、 か しなが 代表的な行政改革手法である旧来の 5 現 時点ではこ れ 5 0 行 政 組 織運 N P M 営の 理 論 改革に必要なマニュ から Ó 課題ではあるが、 7 ル が これらの手法はすべての行政機関に 明 確 化され 7 VI る状況 況に な なぜ

169

次に、

職員の意識改革である。PDCAサイクルを実際に運用するのは行政職員であるため、

彼らの意識改革も

以下のような三つの視点から改革を実施することが妥当である。

組織と模範組織との間にどの程度存在するかを検証し、共通軸として共有できる点とできない点を認識したうえで、 右される要因であることから、 を管理する「下向的思考」と、 対する処方箋にはなり得ないシステム上の限界が存在するためである。 上向的思考」という正反対の要素を包括して形成されており、これらは組織ごとに異なる組織風土や地域性等に左 トップ・ダウン的に強力なリーダーシップに基づいたミッション・ステートメントやビジョン等により 他の行政機関の成功事例を模範とする行政改革を実施する場合には、 他の組織の成功事例をそのまま適用しうる普遍性を有していないという理由による。 ボトム・アップ的に行政サービスを提供する現場での実践に基づき組織を運営する つまり、 行政機関が導入する民間 組織の行動様式等の共通軸が自 企業の 組織

要となる。 CAサイクルの構築が可能となるものと筆者は考えている。 としては、 織が追求する目標の達成と生産性の向上のため、 指向による組織運営が必要となり、 のマネジメント理論によれば、「トップ・ダウン型」 つの手法は優劣を持つものではなく、 まずは、 サービス提供現場では、 具体的には、 組織運営の基本となるPCDAサイクルを構築するための前提となる仕組みを理解することである。 福岡県福岡市のDNA運動や三重県の事務事業評価システムの導入がこの実例として挙げられる。 行政機関が目指すビジョンである総合計画や基本計画については、「トップ・ダウン型」 職場を活性化させると同時に、 このことは、バランス・スコアカードによる組織運営へと繋がるものである。 双方の手法をバランス良く導入することにより、 「ボトム・ 的指向と「ボトム・アップ型」 アップ型」 職員レベルで業務改善運動の気運を盛り上げることで組 的指向による組織運営が必要となる。 的指向の双方が組織運営では必 組織全体による戦略的なPD 現代 的

政機関の予算制度について、

業績結果を即

時に予算へと反映できるシステムを構築することである。

権限委譲ならびに包括化することで柔軟な成果重視の予算システムへと改め、

後者については、

バランスシー

1

0)

4

なら 目

組織

ず、

特にABCを導入した行政コスト計算書に基づいた会計システムを導入し、これと行政評価システムを連携させ

は、 の完成度が高いものであっても、 H R M 文化や職員個 要な課題の一つである。 人事管理という各制度 (Human Resource Management) R 0 行動原理を変革させるシステムを導入することが有用である。 そのためには、 (システム) それを運用する職員に関する人材マネジメントとの指向が同 作りの発想から、 上記の福岡市のように現場での改革・改善運動を実施することにより、 への転換が必要である。 PDCAサイクルによる行政活動と人事制度の連携による つまり、 組織運営におけるマネジメント・システム また、 今後の 人事制 のものでなければ 度改革に お 組織

なる点は、 連携させることであり、 0 基本となる「 最後は、 予算と業績を連携させるシステムの構築と発生主義会計の導入である。 PDCAサイクルを的確に運用するための 戦略計画 このことが現在の行政改革における最大目標と言っても過言ではな (Plan)、予算 (Budgets) 業績 内部システムの整備である。 (Results)」をPDCAサイクル つまり、 具体的には、 の運 前者は 61 その 行 用の視点から 現行 政 組織 際、 0) 硬 特に課題と 0 直 内 部管 的 相 な行 互

組織運営に支障をきたすことになるためである。

ある。 が 況下で、 ることにより、 実施されていることから、 かしながら、 旧来の 多角的な視点から行政活動の評価を実施し、この結果を即時に行政運営に適用することが肝要である。 これらの団体では、 N 現在、 P M 理 論 多くの地方公共団体では、 0) 組織が活性するどころか逆に衰退させる事例も少なくはない。 _ 部の考え方を強く意識 改革の目的が不明確であるばかりか、 組織運営の基本となるPDCAサイクルすら確立されてい した手法による行政改革に取り組む 財政面の健全化の 団体が多数存在する状 そのため、 みに着目するという改革 この点がNP ない 沢沢に

171

(5)

M 導入が成功していない実態が触れられており、 ける新しい行政手法の導入に関する研究会(二〇〇二年六月)」 理論の導入に対する批判的な意見を生む原因ともなっている。 その主な要因は、 以下の五点に集約できるとされる。(8) の報告書では、 例えば、 総務省が設置していた「地方公共団 地方公共団体におけるNP M 理 体にお 論

0

- 行政機関の幹部層によるNPM理論へ の過剰な期待
- 2 コンサルタントの提案や他自治体の事例を鵜呑みにするといった、 行政組織における改革意欲の欠如
- 3 企業と行政を同 視する単線的な発想
- 4 業績主義的なシステムへの中間管理職や第一 線職員の理解が得られないこと

「外部」とくに住民からの建設的批判を受け止めきれないこと

総じて行政サービスが低下していることに対する批判が噴出するものだと推測できる。 化を最優先課題とする傾向にあり、そのために、ビジョンなきアウトソーシングや事業の廃止が実施されることから、 来果たすべき役割が未整理である点が主な原因として考えられる。 これらの原因としては、 民間の経営手法もさることながら、 現在の行政機関が社会から求められている組織像と本 つまり、これらの改革では、 効率性や財政 0) 健全

n 改革システムを導入することが肝要である。 させる必要がある。この点を踏まえ、 で行政改革が完結することはなく、 の向上により、 本来の行政機関が実施すべき改革は、 行政機関内部の改革については、本稿ではこれまでPDCAサイクルの構築を基礎とした、戦略計画の策定や行 地域社会と高次元での調和を目指すことがその目的である。そのため、これらの理論を導入すること 常にこれらの理論に裏付けられた行政運営を継続することにより、 特に行政組織内部の改革に関しては、各組織の現状を加味しつつ、 組織運営の効率化ではなく、 その際には、 外部の専門家等の知見を活用することも有用である。 むしろ、 継続的な組織運営の活性化や組織能力 組織を活性化 有効となる

しているものであり、

福岡市

でも

同様の試みを行

0

てい

る

要がある一方で、 全般は民間 政 評 価 制 度および 企業的な経営管理 すべての課題を自組織内で解決することは困難であろう。 公会計制 度改革を中心にその必要性を述べてきた。これらは、 の 知見が必要であることから、 地方公共団体内ではこれらの なぜならば、 地方公共団体では早急に取 これらの行政改革 知識および経験を有して n メニュ 組 む必

る職員は少数であると考えられるためである。

る、 を前提にした公会計システムの構築や、 ントといった多様な分野の専門家で構成されており、 も有用であると考えられる。 このことから、 連の行政改革の手法が参考になる。(9) 地方公共団体における組織内部 この点については、 これらの行政改革を有機的 これは、 愛知県瀬戸市で実施された 0 改革の 大手民間会社会長、 戦略計 際には、 画 の策定、 に連 学識 携させるため 学識経験者、 ||経験者をはじめとする専門家を登用すること 目標管理型行政評価制度および完全発生主 「行政経営委員会」 の情報システムの 監査法人社員、 の設置をはじめとす 経営コンサ 開発等を実施 ル 義

を行政機関に応用 動きが ユ なお、 1 なあり、 を提示できるも 大手監査法人が従来の会計監査のみ スク管理や現状診断、 行政組織に特化した支援サー のと筆者は考えてい 人材 戦 略 の業務の外に、 環 境 ビスを監査法人が開始できることになれば、 人権 問題等の幅広い支援を実施 企業の社会的責任 (CSR) して している。これの支援サージ 効率的 れ ビスを拡 らの な行政改革 ウ 充する ウ

実施されることになろう。 組織 を明確にし、 総じて地方公共団 の登用による多角的 合的 体の に短 組織改革では、 この な視点も取り入れることにより、 期間で組織改革を実施することが 観点から以下では、 必要な改革手法を断片的 外部機 関との 成功 内的指向を抑制しつつ、 Ó 協働に関 に細分化して実施するの 秘訣である。 して論じたい また、 外的 その際 指 ではなく、 向に基づ には、 Vi 改革 外 部 た組織改革 専 門家 0) ビジ P

173

る

外部機関等との協働

境から完全には脱却していないものと考えられるためである。 想が根強いこともあり、 るか否かという点にある。つまり、 施されている。しかしながら、日本と欧米での民間委託の手法における最大の相違点は、 活用」であった。また、これまで日本でも、 イギリスやニュージーランドにおける当初の行政改革の共通したキーワードは、「民間委託および市場競 表面的には規制緩和を行いつつも、 日本では現在でも、これらの公益的なサービスに市場原理は馴染まないという思 福祉サービスや公共施設管理をはじめとする様々な分野で民間委託が実 根本的には行政機関の管理下にある「擬似市場」的な環 市場競争原理を活用してい 争原

理の導入が最も効果的である」との指摘があるように、今後は競争原理を積極的に導入しつつ、公共性についての導入が最も効果的である。 保するという相反する課題を解決しながら、 ている。ただし、 スの質的な向上を目指すため、サービスの提供状況や市場の動向を読み取りつつ的確な舵取りが求められることにな 律的に戦略なしにこれを導入することは、 しかしながら、「『よりよいサービスをより安く』提供するということについては、国鉄改革に基づき、 つまり、 市場競争原理を取り入れ、行政サービスの民営化および民間委託を実施する場合には、 市場原理の導入を通じて行政機関が良質なサービスを住民に提供するための具体的な展望がないまま 安易に市場競争原理を導入することは、 行政サービスの相対的な低下を招く可能性を含有するためである。その 相対的に行政サービスの質の向上を目指すことが行政機関では求められ 逆に行政機関と住民双方に混乱を生じさせる可能性を有す 行政機関は公共サービ 市場競争原

化や指定管理者制度を導入する動きが活発化している。 その一方で、 昨今の地方公共団体では、 民間企業および市民組織を中心とするNPO等との協働を前提とした民営 また、この点に加え、「ガバナンス論」を基軸とした地域住

では、 民 画することにより、 民側 **【の参画も重視される状況に変化しつつある。** 8 れまで 地 「域の公共的なことは行政機関が提供してくれるもの」という考え方から脱却し、 0 意識を改め、 共に地域を創造する真の より対等な立場でこれらの 行政機関のパ そのため、 1 市民等との協働や彼らの参画を促すために、 組織と協働する環境を整備しなければならな 1 j ーたる存在となるよう、 市民自身も様 積極的に行 地方公共団体 々な意味で成 政運営に参 口 時に、

る必要がある。そのため、 U Ĺ 一の観点から、 今後の地方公共団体は、 以下では行政機関との協働の概念たるPPP ステイクホ ル ダ 1 たる市民や外部機 (Public Private Partnerships 関と 0 協働を重視 した行政運営を図 以下、 P P P

長する必要があると筆者は考えてい

る

on を確保することも命題としており、 民等と協力して課題を解決する活動の形態を総称するものである。 思うように達成されなかった「公共サービスの質的向上」 組織を構築するための手法として導入された手法である(12 という。)を概観しつつ、 W る点である。 PPPとは、 Public Private Partnerships」、二〇〇一)では、この手法を導入する際に必要となる二点の提言がなされてい しは、 行政サービスの提供を民間等に委ねる場合には、 イギリスのサッチャー、 る。 つまり、 なお、 事業そのものが行き詰まった段階で委譲する場合には、 日本の地方公共団体で必要となる外部機関等との協働について考察したい PPPに関して、 同時に市民ニーズの把握に経営学のマーケティング理論の考え方を取り入れるこ メージャー イギリスPPP委員会最終報告 後の労働党政権であるブレア政権にて、 0 を目指すため、 具体的には、 その事業の失敗が明確となる以前に委ねるものとされ さらに、 これはNPM理論による行政運営の 行政機関が行政サ これは公共サー (The final report from the commission 官民双方の財政 ビスの提供方法 1 市民の視点に立 ・ビス 的 な負担が大きくな の受給者である市 効率化 0) 0 た行 政

175

n

結果的として事態が好転しないことが想定されるためである。

ている点である。 行政組織そのものの改革が必要となる。この点について日本では、 一は、 行政サービスの提供主体を民間企業に委ねるほか、 この前提として、 事業移管を想定した当該事業に関する行政情報の共有および公務員制度の見直し 他の行政機関に事業そのものを移管することも想定し 介護保険事業や清掃事業等で導入されている

部事務組合形式がこの手法に該当することになろう。

点が抜けている点については、 筆者はこの提案に概ね賛成するが、行政サービスの提供主体として、 法人等の手法により実現するものとされ、 サービスの民間開放と位置付け、 P:公共サービスの民間開放 なお、日本では、このようなPPPに関する欧米での動きを受け、二○○二年五月に経済産業省が (日本版PPP研究会中間とりまとめ)」を打ち出した。この報告では、 不満が残る内容であると考えている。 具体的には民間委託(アウトソーシング、公設民営)、PFI、民営化、 規制改革特区の設立や予算会計制度の柔軟化についても提案され 特に市区町村レベルにおける住民との協働の視 PPPを公共 「日本版PP 独立行政

事業については、 意識の醸成と、受託する側の住民組織や民間企業等との信頼性を確保する必要がある。 なければならないであろう。 ためである。その際には ところで、住民との協働を前提としたPPPを実現するためには、 行政機関で提供する場合と同様に、 当該サービスに関する行政機関での詳細なる情報公開と、 行政評価の実施と高い次元での情報公開が社会的に要請される 行政機関での行政サービスの民間委譲に対する 委譲の際の責任分担を明確化 つまり、 民間等に委譲される

ていなかったとされている。この反省点を踏まえ、 Public Participation)、情報開示を前提とした住民の判断 PPPが構築される以前にも、 過去においては住民の行政参画 外部機関との協働を実施する際には、 (Informed Public Judgment) 「の取り組みが行われ 審議のための機会の提供 幅広い住民参加 ていたが、 実際は (Broad

るというガバナンス的な意思決定プロセスを行政機関は確立する必要がある。 である。 (Opportunities for Deliberation) そのうえで、 住民意向アンケートや住民モニター制度を活用しつつ、 信頼性の確保 (Credible Results) につら て、 行政活動を住民にフィー 行政機関は配慮を要することが肝 F バ ックさせ

(920)

治体」 利用することが有用であり、 情報化社会が進 ンス論の観点から住民参画を中心とする外部機関との協働を本格的に意識せざるを得ない状況に置かれている。 政機関ではホー 現在、 実現のため必要な施策を講じることも求められてい 行政機関では住民意識の高まりを踏まえ、 ムペ 展した昨今は、 ージや電子メール機能の このことは同時に、 住民と行政機関とをタイムリーに繋ぐインターネット技術を住民参画 利用にととまらず、 行政機関のより 住民参画や行政サービスの 現在のICT社会の到来を踏まえ、 層の情報公開を促すことにもなる。 民営化の方向性を検討しつつ、 0 「電子政府 そのため、 ツールとして ガ バ ナ 白

以下ではこれらの点を踏まえ、 電子自治体の有用性を概観したい

第三項 電子自治体 め 構 築

状 ル 行政機関もその先導役として対応しなければならないためである。 じて、 じめとする内部マネジメント機能においては、 沢沢の による行政運営を前提とし、 昨 、把握、 行政事務システムを抜本的に改革することが社会的に要請されており、 行政機関の運営で行政事 行政評価の実施、 それらに基づいた事業の方向性の確認等といった一連の行政運営について、 これらの各業務を電子化させることであり、 務の電子化も重要な課題の一つとなってい 単に庁内LANを構築するハード 具体的に行政機関の情報化とは、 戦 略目標の策定、 同時に本格化しつつあるICT社会に 面の整備のみならず、 つまり、 文書、 業務の実施および進捗 PDCAサイク このことを诵 電子情報

る。

人事、

財務管理をは

事務の効率化とアカウンタビリティを両立させるシステムである。 らゆる行政事務に必要なシステムを統合した「行政事務総合データ・ベース」を構築して運用することにより、 を媒体としてこれらを連携させることである。換言すると、電子政府とは、文書、 予算、 人事、 行政評価 制度等、 行政 あ

された 推進基本計 このような行政機関の情報化の推進については、 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 :画」の策定が契機となった。その後、「電子政府・自治体」を実現するため、二○○一年一月六日に施行 日本では一九九四年一二月二五日に閣議決定された (IT基本法)」や「e-JAPAN戦略 (二〇〇一年一二月 「行政情報化

情報 というものであ :の収集・伝達・処理を電子化すると同時に、二〇〇三年度までに総合行政ネットワークへの接続の完成を目! は、 行政機関内部の電子化である。 これは、 ペーパーレス化のための業務改革を実施し、 行政主体間 お ける

|日IT戦略本部決定) 」に基づき、以下の六点の施策を中心に電子化が推進されたのであった。

続については、 をインターネット経由で手続を可能にし、 セキュリティレベルの高いICカードを早急に導入するというものである。 早期に電子化を実現するものとされ、また、 ワンストップサービスを実現するというものである。 行政組織の枠を超えて利用可能で電子印鑑の機能を持 なお、 歳入・

官民接点のオンライン化である。これは、二〇〇三年度までに政府が提供する実質的にすべての行政手続

行政機関との双方向の情報交流を強化するものである。 第三は、 行政情報のインターネット公開およびその利用の促進である。これは、 インターネットを活用

ステムの標準案を早急に策定・提示するものとされ、 第四は、 地方公共団体の電子化に関する取り組みへの支援である。 同時に地方公共団体の電子化に関する先進的な取り組みを支援 具体的には、 政府は地方公共団 体が

しつつ、このことによる効果を検証し、 効率性を高めるべく一 層の地方分権を進めるというものである。 その成功事例を他の地方公共団体へ展開させることにより、 総じて行政運営

め、 可能となるよう、 手数料等のあり方についても同時に検討するというものである。 五は、 規制 書類の削減に関する法令等の見直しを行うものである。 制度の改革である。これは、二〇〇一年度中にインターネットを活用した行政手続、 また、 オンライン手続の利用を促進するた 行政運営等 が

連携し、インターネットなどによる電子調達方式を導入するというものである。 第六は、 調達方式の見直しである。 これは、 透明性の向上やコストダウンを実現するため、 政府と地方公共団

体

が

お

であり、 よび計 T先進国、 その後、 画 行政機関は組織内部の電子化にとどまらす、 の視点が引き継がれている。このことからも、 e 1 ップランナーとなる」という目標を掲げた「U – JAPAN政策 JAPAN戦略」 は数回にわたる計画等の見直しが行われ、 電子申請や電子入札をはじめとするオンライン申請について、 行政機関の電子政府化が社会的に要請されていることは事実 現在は「二〇一〇年までに世 (二〇〇四年三月)」へとその目標 界 0 I

環境整備のみならずその普及を図ることが肝要である。

九九九年に成立した情報公開法第二条第二項において、電磁的記録で作成・保存された行政文書は、紙ベースの文書 アカウンタビリティの観点から管理および公開することが世界的な潮流になっている。この点について日本でも、 されることになった。このような動きを踏まえ、 に一九九六年一○月に改正されたアメリカの行政情報の公開に関する法律、「Freedom of Information ACT その際、 政府記録の電子化が進捗している現状を踏まえ、 同時に行政文書管理の電子化にも着手すべきであると筆者は考えている。 電磁的記録がなされた電子文書についても一般の行政文書と同様に、 電磁的に記録されている公文書についても公開の対象と 行政文書の公開につい (情報自 ては、 既 由

報

の公開システムを整備することが肝要であると筆者は考えている。

体制が整備されている状況にあるため、 と同様に「行政文書」と規定されており、 定に変更している事例が多い。このことからも、 今後は適正な行政情報の公開および電子政府の推進の観点から、 さらに、それ以前から情報公開条例を有する地方公共団体でも、 日本の行政機関では法令レベルにおいて電子的文書にも対応できる 電子的に文 様 の規

書を管理する施策を講じるべきであろう。

たアカウンタビリティの確保にも寄与するものである。 なるためである。このことは、 電子データで文書が保存されるため、 ものである。 ところで、 電子的文書管理については、 つまり、 電子的に文書を管理することにより、 当該事業の透明性の向上にとどまらず、 行政活動の検討段階から事業の廃止に至る間の数年にわたる運営状況が明確と 先にも述べたとおり、 従来からの文書保存年限に捉われることなく、 PDCAサイクルによる行政運営には必要不可欠な 住民参画や行政サービスの民営化等を想定し 長期的に

切に利用する方策を検討する時期が到来しており、 文書の保存がこれまでの紙ベースから電子化されたデータによるものに変更されることになり、 および取得から保存・廃棄に至るまでの文書のライフサイクルの見直しや、公文書館の機能拡充を再検討する時期 到来していると考えられるためである。この観点から政府に「公文書等の適切な管理、 没置され、 これらのことから、 かつ大量の文書が保存可能となる。このことから、 急激に電子化が進展しており、電子化された公文書の適切な管理や保存およびその利用に向けて、 公文書の適切な管理に向けた提言が二○○四年六月二八日に提出されたところである。 行政機関では早急に現在の公文書のあり方を再検討する必要がある。 この機会に市民等へのアカウンタビリティに資する適正な行政情 行政機関では電子文書の書式の標準化とともに公文書館を適 保存及び利用に関する懇談会 つまり、 公文書を陳腐化させ 将来的には、 行政機関 公文書の作成 では 昨

12

 $\widehat{11} \ \widehat{10} \ \widehat{9} \ \widehat{8}$

1

い、二四七一二四八頁。

- 行政改革について (5) 一戦略計画・行政評価・公会計制度改革を中心に――
- 2 監査事務局の問題点については、 前掲書、『外部監査のための地方公共団体の会計と監査』、二二五―二二六頁

調査結果については、日本公認会計士協会公会計委員会、一九九八、『外部監査のための地方公共団体の会計と監査』、ぎょうせ

- 3 外部監査制度導入への歴史的変遷は、 前掲書、 『外部監査のための地方公共団体の会計と監査』、二六五―二六八頁。
- 4 以下、外部監査制度導入への課題については、 中央監査法人、一九九七、『地方自治体の外部監査の実務』ぎょうせい、一三八―
- (5) 解決策については、 三一三六頁。 朝日監査法人パブリックセクター部、二〇〇一、『テーマ別に見た地方公共団体の外部監査』、ぎょうせい、
- 7 6 GAOについては、上山信一、二〇〇二、『行政評価』の時代―経営と顧客の視点から―』NTT出版、 日本公認会計士協会編、二〇〇三、『地方公共団体の外部監査―監査事例分析による実務ガイドライン』、 ぎょうせい、三一 五四一六〇頁。 頁。
- 新藤兵・宮下武美・中村重美、二〇〇三、『NPM批判的入門』、東京自治問題研究所、九頁。 瀬戸市の例に関しては、大住莊四郎、二〇〇三. 『NPMによる行政革命』、日本評論社、六六―七四頁。
- 石井幸孝・上山信一、二〇〇二、『自治体DNA革命』、東洋経済新報社、一二二頁 「日本経済新聞」二〇〇四年二月一二日。
- 13 14 前掲書、『NPMによる行政革命』、三一―三二頁。 日本版PPP」の報告書については、 上山信一、二〇〇二、『政策連携』 の時代、 日本評論社、二二三三頁。

以下、PPP理論の変遷については、宮脇淳、二〇〇三、『公共経営論』、

PHP研究所、六一―七六頁。